

河津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日
河津町長
河津町議会議長
河津町農業委員会
河津町選挙管理委員会
河津町教育委員会

河津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、河津町長、河津町議会議長、河津町農業委員会、河津町選挙管理委員会、河津町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町農業委員会、町選挙管理委員会、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町農業委員会、町選挙管理委員会、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

平成28年度から令和2年度までの5年間に採用した職員の合計は29名で、男女の内訳

は下記表のとおりとなっており、採用した女性職員の割合は 27.6%となっている。

今後 5 年間の数値目標は、採用者の女性割合を 33%以上とする。

過去 5 年間における採用状況

	平成28年度 (平成29年度採用)		平成29年度 (平成30年度採用)		平成30年度 (令和元年度採用)		令和元年度 (令和2年度採用)		令和2年度 (令和3年度採用)		過去5年合計	
	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者
男性	7	3	7	5	7	4	6	4	13	5	40	21
女性	2	0	4	3	6	2	3	1	3	2	18	8
計	9	3	11	8	13	6	9	5	16	7	58	29
女性割合	22.2%	0.0%	36.4%	37.5%	46.2%	33.3%	33.3%	20.0%	18.8%	28.6%	31.0%	27.6%

(2) 男女別育児休業取得率及び平均取得期間

令和 2 年度の育児休業取得率は、女性職員については 100%であるが、男性職員については 0%であった。

女性職員については、今後も取得率 100%を目標とし、男性職員については、今後 5 年間で 1 名以上を目標とする。

平成 27 年度育児休業取得率及び平均取得期間

	育児休業対象者(人)	育児休業取得者(人)	取得率	平均取得期間
男性	3	0	0.0%	
女性	4	4	100.0%	11ヶ月
計	7	4	57.1%	

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和 2 年度に配偶者出産休暇を取得した男性職員は 0 名であった。

今後 5 年間で取得率 80%以上を目標とする。

令和 2 年度男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得

	配偶者出産休暇等対象者(人)	配偶者出産休暇取得者(人)	育児参加休暇取得者(人)
	4	0	0

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町農業委員会、町選挙管理委員会、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

採用者の女性割合を上げる為には採用試験の女性受験者の割合を上げる必要がある。

女性受験者の拡大に向け、町のPRを行い、イメージアップを図るとともに、試験実施の広報活動を積極的に行います。

(2) 男女別育児休業取得率及び平均取得期間

男性職員の取得率を上げるため、イクメン・イクボスなど男性職員の育児参画を推進します。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

制度の認識が薄く利用者がいないと思われるため、職員への周知を図り、対象職員には積極的に働きかけます。

以上